テレワーク活用移住者奨励金を活用して香取市で働こう

市内に転入する
テレワーク移住者へ

単身で 5 万円

世帯で10万円

■テレワーク活用移住者奨励金とは？

テレワークを活用する労働者で、令和３年度に市外から香取市へ転入した方へ、市が移住奨励金を支給する制度です。

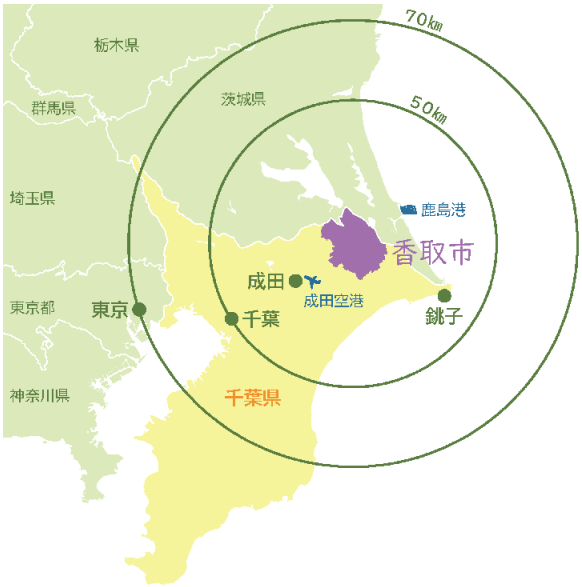

■申請の流れ

①まずは支給要件をご確認ください。詳しくは香取市企画政策課にお問合せください。

▽

②香取市へ移住後、奨励金の支給申請（転入後、３箇月以内に申請）

▽

③市で審査確認、支給決定の可否を通知します。

■支給要件

以下、①～④までのすべてに該当する方
（同一の方に対し、支給は1回まで）

①テレワークの実施状況を証明できる方（勤務先企業等の在宅勤務雇用実態証明書など）

②本奨励金を受けた日から1年以上、香取市内に居住しかつ市内に住所を有することについて誓約した方

③香取市内に転入し、住所を有する方（本市へ1年以内に再転入した方を除く）

④香取市暴力団排除条例（平成24年香取市条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員でない方

【お問合せ先】
香取市 経営企画部 企画政策課 政策班
電話　0478-50-1206
mail　seisaku@city.katori.lg.jp

【2021.06.09改定版】

香取市
KATORI